

毎年1月は、償却資産(事業用資産)の申告時期です 固定資産税「償却資産」の申告をお忘れなく!

■「償却資産」とは…

法人や個人で、事業(工場・商店の経営や、駐車場・アパートの貸し付けなど)を行っている方が、その事業のために用いている構築物や機械、備品等を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

■申告は2月1日(月)まで

村内に償却資産を所有している方は、1月1日現在の所有状況を2月1日(月)までに申告する必要があります。毎年申告している方には、12月に案内を郵送していますが、新たに申告が必要な方や、案内が届かない場合は、お問い合わせください。

なお、課税標準額が150万円未満の場合、課税はされませんが申告は必要です。

賃借人・テナント入居者等が取り付けた内装・造作・建築設備等の事業用資産は、賃借人の償却資産として申告してください。

■大型特殊自動車をお持ちの方へ

ショベルカーやクレーン車などの大型特殊自動車も償却資産です。これらをお持ちで、主たる定置場が村内の場合は申告をお願いします。

ここに表示される分類番号が「0」「9」で始まる車両が対象です。



業種ごとの対象償却資産の例

各業種共通	パソコン、ファクシミリ、レジスター、看板、外構、駐車場舗装など
小売業	陳列ケース、冷蔵庫、冷蔵ストッカー、自動販売機など
飲食業	冷蔵庫、調理設備、椅子、テーブル、カウンターなど
理・美容業	椅子、タオル蒸し器、パーマ器、サインポールなど
製造業	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス、金型、測定工具など
医療・薬局業	ベッド、手術機器、医療機器、歯科ユニット、調剤機器など
不動産(アパート、駐車場等)貸付業	駐車場舗装、外構、フェンス、ゴミ捨て場、自転車置き場など
建設業	建設機械、発電機、カッター、ブルドーザー、ショベルカーなど

東日本大震災による被災代替資産の特例や再生エネルギー発電設備の特例等については、村公式ホームページをご覧ください。

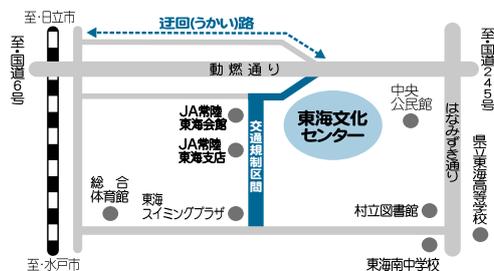
申告の有無を問わず、償却資産の所有状況について、帳簿等の提出を求めたり、現地調査等を行ったりする場合がありますので、ご協力をお願いします。

【問い合わせ】税務課資産税担当(☎282-1711 内線1113)

平成28年 東海村消防出初式

- 日時 1月10日(日) 午前9時30分～11時30分
- 場所 東海文化センター
- 内容 ①消防出初式典 ②演技…▼幼年消防クラブ演技(みぎわ保育園・舟石川幼稚園・サンフラワーこどもの森保育園の園児) ▼消防団消防ポンプ操法模範演技(第7分団) ③消防車パレードと分列行進
- サイレン吹鳴 午前7時から1分間、各消防分団で東海村消防団員招集のサイレンを鳴らします。
- 交通規制 午前8時から正午まで、会場周辺道路で交通規制を行います(右図参照)。
- 問い合わせ 防災原子力安全課消防防災・原子力安全担当(☎282-1711 内線1524)

交通規制：1月10日(日) 午前8時～正午



周辺道路の交通規制に、ご協力をお願いします!